

## 指定管理者選定にかかる非公募理由について

### 1 施設名

#### 岐阜市文化会館

- ・岐阜市文化センター（岐阜市金町五丁目7番地2）
- ・岐阜市民会館（岐阜市美江寺町二丁目6番地）

### 2 根拠法令

岐阜市文化会館規則第5条第1項

### 3 非公募理由

岐阜市文化センター及び岐阜市民会館は、**文化及び教養の向上**と福祉の増進を設置目的とし、岐阜市文化芸術指針においても、「地域文化の拠点」、「文化芸術創造の拠点」として位置づけられている。そのため、貸館機能だけではなく、芸術文化活動に関する情報提供や相談機能に加え、**芸術文化事業の企画及び実施**など、本市の文化芸術活動において重要な役割を担っている。

さらには、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の2館を一体で管理運営することで、市民ニーズに応じ、弾力的な運用や**サービス**を提供することが可能であり、本市の文化芸術の拠点としての役割を効率的・効果的に果たすことができる。

このような点から、当施設の管理運営においては、舞台芸術をはじめとする芸術文化事業に関する**高度な専門的知識や経験**等が求められ、また、**老朽化した建物・設備**の取り扱いを熟知していることも必要である。

以上のことから、岐阜市指定管理者制度基本方針「**1. (3) ② (ア) (b)**（管理運営にあたり、「高度な専門性」、「ノウハウ」の観点から特定の団体が継続又は当面行う必要がある施設）」に基づき、非公募により選定するものである。